

宮城県公報

発行
宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

規則

○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

（環境対策課）

一

ページ

規則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第八十九号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中、「第四十条」を、「第四十条の二」に、「第五十四条」を、「第五十四条の二」に改める。

第三条第二号中、「第九号」を、「第九号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて、

風力を原動力とする発電用のもの（以下「風力発電所」という。）の設置又は変更の工事の事業

第六条第二項中、「第一種事業方法書」の下に、「及びこれを要約した書類（次項、第九条、第十条第

五号、第十条の二及び第十条の六第一項において、「第一種事業要約書」という。）を加え、同条第三

項中、「第一種事業方法書」の下に、「及び第一種事業要約書」を加える。

第九条及び第十条第五号中、「第一種事業方法書」の下に、「及び第一種事業要約書」を加える。

第十条の次に次の五条を加える。

（第一種事業方法書の公表）

第十条の二 条例第七条の規定による第一種事業方法書及び第一種事業要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトへの掲載

二 県のウェブサイトへの掲載

三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトへの掲載

（説明会の開催）

第十条の三 条例第七条の第二項の方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（説明会の開催の公告）

第十条の四 第八条の規定は、条例第七条の第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業の名称、種類及び規模

三 第一種事業実施区域

四 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

（責めに帰することができない事由）

第十条の五 条例第七条の第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（第一種事業方法書の記載事項の周知）

第十条の六 条例第七条の第四項の規定による第一種事業方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

一 第一種事業要約書を求めに応じて提供することを周知した後、当該第一種事業要約書を求めに応じて提供すること。

二 第一種事業方法書の概要を公告すること。

三 前二号に掲げるもののほか、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第八条の規定は、前項第二号の規定による公告について準用する。

第十六条第一項中、「第十八条及び第二十三条第一項」を、「及び第十九条第五号」に改める。
第十八条中、「及び第一種事業要約書」を削る。

第十九条第五号中、「第一種事業準備書」の下に、「及び第一種事業要約書」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(第一種事業準備書の公表)

第十九条の二 第十条の二の規定は、条例第十五条の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第一種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

第二十條を次のように改める。

(説明会の開催)

第二十条 第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会について準用する。

この場合において、第十条の三中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲である」と認められる地域」とあるのは、「第一種事業関係地域」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「第十六条第二項」の下に、「において準用する条例第七条の二第二項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第十条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項第四号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲である」と認められる地域」とあるのは、「第一種事業関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

(責めに帰することができない事由)

第二十二条 第十条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書の記載事項の周知)

第二十三条 第十条の六の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の規定による第一種事業準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、第十条の六第二項において準用する第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは、「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは、「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

第三十七条中、「及び第三十九条」を削る。

第三十九条中、「及び第一種事業要約書」を削る。
第四十条の次に次の一条を加える。

(第一種事業評価書の公表)

第四十条の二 第十条の二の規定は、条例第二十三条の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第一種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

第四十二条第二項中「第一種事業方法書」の下に、「及びこれを要約した書類(次項において「第一種事業要約書」という。)」を加え、同条第三項中「第二種事業方法書」の下に、「及び第二種事業要約書」を加える。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(第一種事業評価書の公表)

第五十四条の二 第十条の二の規定は、条例第三十五条の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第一種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(工事の着手後の調査報告書の公表)

第六十六条の二 第十条の二の規定は、条例第四十四条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第一種事業関係地域の市町村又は第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

別表第一の十の項中

<p>第三条 第二号 に掲げる事業</p> <p>八 それぞれの事業の要件となる面積をそれぞれ第一種事業の要件とされる面積のうち最小となる複合事業</p>	<p>それぞれ事業(土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業、公園の設置の事業、運動施設等の設置の事業)又は工場・事業場用地の造成の事業にあつては、事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があるものに限る。)の要件となる面積をそれぞれ第一種事業の要件とされる面積のうち最小のもの(第一種事業に該当しない複合事業)に限る。)</p>
---	--

を

<p>第三条 第二号 に掲げる事業</p>	<p>八 それぞれの事業の要件となる面積をそれぞれ第一種事業の要件とされる面積のうち最小</p>	<p>それぞれ事業(土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業、公園の設置の事業、運動施設等の設置の事業)又は工場・事業場用地の造成の事業にあつては、事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があるものに限る。)の要件となる面積をそれぞれ第一種事業の要件とされる面積のうち最小のもの(第一種事業に該当しない複合事業)に限る。)</p>
-------------------------------	--	--

を

第三号に掲げる事業	<p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p> <p>1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可又は第四十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>3 県立自然公園条例第三十条第三項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理</p> <p>4 都市計画法第二十九条の許可</p> <p>5 森林法第十条第二項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>6 農地法第四十一条又は第五十一条の許可</p> <p>7 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の許可</p> <p>8 同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
-----------	---

8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可

別表第二の一の項、四の項及び七の項から九の項までの規定中、「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項」を加え、同表の十の項中、「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項」を加え、

第三号に掲げる事業	<p>二 風力発電所の設置の工事の事業（出力が七千五百キロワット以上であるものに限る。）</p> <p>ホ 風力発電所の変更の工事の事業（出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。）</p>	<p>は工場・事業場用地の造成の事業にあつては、事業実施区域内に環境保全の観点から法に定める面積をその面積の二割以上とし、その面積の二割以上を農地とするものとする。</p> <p>複合事業（第一種事業に該当しないものに限り）</p>
-----------	--	--

様式第一号中、「**農業方法書**」を「**農業方法書様式**」に改め、「**農業方法書**」の下に「**農業方法書**」を加える。

別表第一の十の項又はその対象事業	<p>発電所の出力</p> <p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
------------------	----------------------------------	---

別表第四の十一の項中、「十の項」を「十の項の八」に改め、同表に次のように加える。

別表第五の十二の項中、「十の項」を「十の項の八」に改め、同表に次のように加える。

第三号に掲げる事業	<p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p> <p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は第四十八条第一項の規定による届出</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可の申請又は第三十三条第一項の規定による届出</p> <p>3 県立自然公園条例第三十条第三項の許可の申請、同条第四項の規定による届出又は同条第五項の通知</p> <p>4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第二項の規定による届出又は同条第三項の通知</p> <p>5 都市計画法第二十九条の許可の申請又は第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請</p> <p>6 森林法第十条第二項の許可の申請又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項の許可の申請</p> <p>7 農地法第四十一条又は第五十一条の許可の申請</p> <p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請</p>
-----------	---

別表第三の十の項中

8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請

様式第四号中「① 事業方法書についての意見の概要等」及び「① 事業方法書」を、方法書説明会の概要書、第1種事業方法書、②及び③を同様式番号中

「2 ①の部分には、「第1種」又は「第2種」のいずれかを記入して下さい。

3 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。を

4 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別表第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。」

「2 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。

3 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別表第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。」

2。

様式第七号中「③」を、① 事業要約書を、②及び③を同様式番号中「③」の部分には「第一種事業要約書」又は「これを要約した書類」のいずれかを、を記す。様式第七号中「説明会」を「準備書説明会」②及び③。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の十の項の改正規定(同表第十の項中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに環境影響評価条例(平成九年宮城県条例第九号)第ニ条第四項の規定による対象事業となる事業であつて、この規則の施行の日(以下「施行日」といふ。)前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの(施行日以後、その内容を変更せず、又は改正後の環境影響評価条例施行規則第五十七条第一項に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、環境影響評価条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。